

監査結果公表第20-17号

随時監査（工事監査）の結果の公表について

地方自治法第199条第5項の規定による随時監査（工事監査）の結果について、同条第9項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成21年3月25日

八尾市監査委員	富 永 峰 男
同	八 百 康 子
同	伊 藤 輝 夫
同	岡 田 広 一

記

- 1 随時監査（工事監査）対象工事
第4回工事監査
旧植田家住宅・（仮称）植田家史料館新築及び改修工事
- 2 監査の結果
別紙のとおり
- 3 問合せ先
八尾市本町一丁目1番1号
八尾市監査事務局
電話番号 072-924-3896（直通）
- 4 その他
監査結果については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八尾市長 田中誠太様
八尾市議会議長 西川訓史様

八尾市監査委員 富永峰男
同 八百康子
同 伊藤輝夫
同 岡田広一

随時監査結果報告書

地方自治法第199条第5項の規定による随時監査(工事監査)を実施したので、その結果を同条第9項の規定により提出する。

記

1 監査対象工事及び概要

第4回工事監査 旧植田家住宅・(仮称)植田家史料館新築及び改修工事

【公共建築課】

工事目的	旧植田家住宅は、江戸時代中期の大和川付替えによって開発された安中新田の会所屋敷であり、建物については「国登録有形文化財及び市指定文化財(建造物・史跡)」を受けており、今回建物の復元修復を行い、同家に所蔵されていた古文書や書画・陶磁器などを最適に保存・管理するとともに、展示公開が可能な特別展示室兼収蔵庫を新設する。
工事の場所	八尾市植松町一丁目20番地の2
工事期間	平成19年6月27日～平成20年12月19日(当初) 平成19年6月27日～平成21年2月27日(変更)
契約金額	208,530,000円(消費税含む)
請負業者	株式会社 乾工務所
工事概要	・敷地面積 1,454.97㎡ ・改修部分 主屋(木造2階建)1階約270㎡ 2階約110㎡ 土蔵1(木造2階建)1階約60㎡ 2階約60㎡ 土蔵2(木造2階建)1階約60㎡ 2階約40㎡ 浴舎、正門、控舎、神舎及び井戸舎(木造平家建)30㎡ ・新築部分 史料館(鉄筋コンクリート造平家建)約160㎡ 裏門及び便所棟(木造平家建)約20㎡
工事進捗状況	平成20年12月29日現在 約75%

2 監査の実施日

平成21年1月23日(金)

3 監査の主な着眼点

本工事については、昨年度に修復前解体工程での工事監査を実施していることから、今回の工事監査では、設計図書等の書類については概要を確認するものとし、主として工事監理に関する書類調査を行うとともに、当該工事の施工監理(監督)・試験・検査等の各段階における技術的事項の実施態様について調査を行うこととした。

なお、実施にあたっては(社)大阪技術振興協会に委託し、同振興協会技術士作成の工事技術調査結果報告書を参考にした。

4 監査結果

提示された全ての書類を調査した結果は、総括的に良好なものであった。

なお、本工事は「国登録有形文化財及び市指定文化財」である建物を復元修復するもので、当初予定していた工事内容に対し建物の状態等を確認しながら施工するとともに、学識経験者の意見も尊重しながら対応を進めていく必要があり、変更契約はやむを得ないと判断されるが、竣工にあたり変更数量及び工事金額の確定をすみやかに行うとともに、図面や写真等の工事記録をとりまとめておくこと。

5 今後の留意点

特に指摘すべき問題点は見られなかったが、今後の施工にあたり特に留意が望まれる点を示したので、留意点について改善措置を講じたときはその旨を通知されたい。

(1) 書類調査について

ア 工事着手前における調査事項

本工事の設計内容に対し、工事開始後に主屋、土蔵などの改修部分で、荒壁パネルの使用材料の変更や塗料などの仕様変更が生じている。また、主屋では梁材などで再利用できない部材も多く発生し、使用可能な古材を手当てし補充材として使用している。これらの変更について、竣工図で当初分と変更分が判別できるように、最終成果資料として保存しておくこと。

イ 工事着工後における調査事項

(ア) 施工計画書の内容について

施工計画書を調査したところ、各工事毎に詳細にまとめられており良好なものであった。

なお、本工事のような文化財建築物の改修にあたっては、一般に示されている施工計画に加えて改修の基本方針や施工手順を明確にし、特に配慮すべき基礎補強や梁材の取付け方法などに重点をおいたものが必要である。工事は最終段階に入っているので、施工報告書としてとりまとめておくこと。

(イ) 工事写真について

新築部分の史料館の鉄筋組立状況の写真を見ると、土間スラブの端部の配筋ピッチ(@200mm)を示す写真にスケールが当てられていない。今後とも工事写真の撮影にあたっては、この端部にもスケールを当てて写真を撮影しておくこと。

(ウ) 使用材料承諾等の書類について

使用材料承諾願のコンクリート配合成績表、その他品質、強度の結果から見る限り、特に重要な指摘事項は見当たらなかった。

なお、使用木材及び瓦の品質証明、産地証明等を入手しておくとともに、使用鉄筋のミルシート（検査証明書）の提出を求めて竣工時に整理しておくこと。

(2) 現場調査について

ア 現場施工状況について

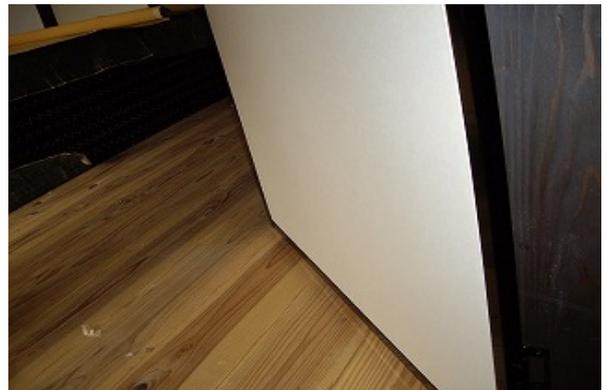
現場施工状況を調査したところ、主屋及び土蔵 1、土蔵 2 はほぼ完了し、仕上げを行うのみとなっていた。北側境界塀及び便所棟も完成し、仕上がった建物の状況は入念な施工がされていた。

イ 建具について

建物主屋の基礎工事において、1 階床レベルを調整する必要から柱をジャッキアップしたことで建物全体に歪みが生じている。この影響もあり、1 階座敷 1 の襖と柱の取り合いに開きが生じている。また、時代の変遷により 2 階の階段横の座敷に開き戸が設けられていたが、扉の開閉により畳に接すると思われるところが見られたので、竣工にあたって建具全般の点検・調整を行っておくこと。（写真－1,2）



写真－1 1階座敷1の襖と柱の隙



写真－2 2階開き戸と床の隙

ウ 安全管理状況について

現場周囲の安全管理状況を調査した結果、仮囲い等の設置状況は特に問題となるものはなかった。南側の道路境界部分では排水管の埋設作業が実施されていたが、道路幅員が狭く通行人に対し適切な安全誘導を行うとともに、早期に埋戻しを行うこと。